

国民年金保険料の免除・納付猶予の申請について

4月から、さかのぼって免除などを申請できる期間が拡大されます

平成26年4月から法律が改正され、申請時点から2年1ヵ月前までの期間について、さかのぼって学生納付特例および免除などを申請できるようになります。

具体的には、次の表の **平成23年度分**、**平成24年度分** について4月以降に、あらためて学生納付特例および免除などを申請することができるようになります。

【免除などの申請可能期間と前年所得の関係】 ※平成26年4月時点

	免除などの申請が可能な期間	審査の対象となる前年所得
平成23年度分	平成24年3月～24年6月	平成22年中所得
平成24年度分	平成24年7月～25年6月	平成23年中所得
平成25年度分	平成25年7月～26年6月	平成24年中所得
平成26年度分(注1)	平成26年7月～27年6月	平成25年中所得

(注1) 平成26年度分は、平成26年7月になってから申請ができます。

【学生納付特例の申請可能期間と前年所得の関係】 ※平成26年4月時点

	免除などの申請が可能な期間	審査の対象となる前年所得
平成23年度分	平成24年3月	平成22年中所得
平成24年度分	平成24年4月～25年3月	平成23年中所得
平成25年度分	平成25年4月～26年3月	平成24年中所得
平成26年度分	平成26年4月～27年3月	平成25年中所得

申請時の注意点

1. 年度毎に申請書の提出が必要です。

1枚の申請書で申請できるのは7月から翌年6月まで(学生納付特例であれば4月から翌年3月まで)の1年度分です。複数年度の申請を希望される場合は年度毎の申請書の提出が必要です。

2. 過去の所得で審査します。

申請する年度に対応する前年所得(上の表のとおり)に基づき審査を行います。また、世帯主や配偶者がいる人は、世帯主や配偶者の所得審査がありますので、ご本人の所得が少ない場合でも免除などが承認されない場合があります。

※若年者納付猶予については、世帯主の所得審査はありません。

※学生納付特例の場合、所得審査は本人のみとなります。

3. 平成26年4月以降、すみやかに申請してください。

過去分の免除などの申請は、申請が遅れると次のとおり申請できる期間が短くなります。

平成26年4月に免除などを申請 ⇒ 平成24年3月まで申請が可能

平成26年5月に免除などを申請 ⇒ 平成24年4月まで申請が可能

お願い

平成26年4月から、2年1ヵ月前までの期間について免除などの申請ができるようになりますが、申請が遅れると万一の際に障害年金などを受け取れない場合があります。免除などの申請は、毎年7月～8月まで(学生納付特例は4月～5月まで)の間にすみやかに申請していただきますようお願いいたします。

問い合わせ先 本庁 税務住民課 国保年金係 ☎0968・86・5723
総合支所 住民課 住民生活係 ☎0968・34・3111(内線751)

後期高齢者医療被保険者の人へお知らせ

平成26・27年度の保険料率が決定しました。

後期高齢者医療制度の保険料率は、2年ごとに見直されます。

平成26年度及び平成27年度保険料率
均等割額 **47,900円**
所得割率 **9.26%**

平成24・25年度
保険料と同一

保険料額(年額) = 均等割額(47,900)円 + 所得割額{(総所得金額等 - 33万円) × (9.26) %}
※上限額が年額55万円から57万円へ変更となりました。

平成26年度は保険料軽減対象者が拡大します。

所得が低い人や被用者保険(※)加入者に扶養されていた人の保険料は、継続して軽減されます。

(※) 被用者保険とは協会けんぽ、健保組合、共済組合などです。

所得が低い人の軽減

● 保険料の均等割額(被保険者全員が等しく負担する保険料)の軽減
世帯(被保険者と世帯主)の総所得金額等が

「基礎控除額(33万円)」を超えない世帯で、被保険者全員の年金収入の控除額をそれぞれ80万円として計算したうえで所得が0円となる場合

保険料の均等割額を**9割軽減**

「基礎控除額(33万円)」を超えない世帯

保険料の均等割額を**8.5割軽減**

「基礎控除額(33万円)」+「24.5万円×世帯の被保険者数」を超えない世帯 **(拡大)**

保険料の均等割額を**5割軽減**

「基礎控除額(33万円)」+「45万円×世帯の被保険者数」を超えない世帯 **(拡大)**

保険料の均等割額を**2割軽減**

※均等割の軽減判定についての総所得金額等は、公的年金等特別控除後(専従者控除や譲渡所得特別控除の適用前)の金額になります。

◆ 保険料の所得割額(所得に応じて負担する保険料)の軽減

被保険者の総所得金額等が

「基礎控除(33万円)」+58万円を超えない人

保険料の所得割額を**5割軽減**

被用者保険加入者に扶養されていた人の軽減

被用者保険加入者に扶養されていた人は、保険料が軽減されます。

特別措置として、当分の間は保険料の**均等割額が9割軽減されます(所得割額はかかりません)**。

対象となる人…資格を得た日の前日まで、被用者保険加入者に扶養されていた人

問い合わせ先 本庁 税務住民課 国保年金係 ☎0968・86・5723
総合支所 住民課 住民生活係 ☎0968・34・3111(内線751)